

養老町災害廃棄物処理計画

令和元年5月 策定

令和8年3月 改定

養 老 町

養老町災害廃棄物処理計画 目次

第1編	総則	1
1-1	計画の背景及び目的	1
1	背景	1
2	目的	1
1-2	計画の基本的な考え方及び構成	2
1	基本的な考え方	2
2	計画の構成	2
1-3	基本的事項	3
1	計画の位置づけ	3
2	対象とする災害と被害想定	4
3	災害廃棄物処理の基本方針	5
4	対象とする業務と災害廃棄物	6
1-4	計画の見直し	8
第2編	災害廃棄物対策	9
2-1	災害予防・対策	9
1	組織体制・指揮命令系統	9
2	情報収集・報告	9
3	協力・支援体制	9
4	広報	13
5	職員等への教育訓練	13
6	がれき類発生量の推計	14
7	し尿収集必要量の推計	19
8	避難所ごみ発生量の推計	20
9	仮置場必要面積の推計及び確保	21
10	水害廃棄物発生量の推計	23
2-2	発災後対応	24
1	組織体制・指揮命令系統	24
2	情報収集・広報活動等	24
3	協力・支援体制	25
4	避難所ごみ、し尿処理	26
5	処理施設の点検・復旧	27
6	災害廃棄物発生量の見直し	27
7	仮置場の設置	28
8	損壊家屋等の解体	30
9	特別な対応が必要となる廃棄物	30
2-3	復旧復興期の対応	34
1	災害廃棄物の広域処理	34
2	代行処理	34
3	二次仮置場（復旧・復興期）	34
2-4	災害廃棄物処理実行計画の策定	35
1	災害廃棄物処理実行計画	35
2	災害廃棄物の発生量・処理可能量・処理見込み量	35
3	処理スケジュール	35
4	災害廃棄物処理の進捗管理	36
5	再資源化した製品の利用促進	36

第1編 総則

1-1 計画の背景及び目的

1 背景

国は平成23年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、今後発生が予想される大規模地震や水害、その他自然災害による被害の抑止・軽減するための予防、発生した災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため応急対策、復旧・復興対策について必要事項を取りまとめた災害廃棄物指針（平成26年3月）」を策定した。

岐阜県（以下「県」という。）はこれを受け、従来の「岐阜県市町村災害廃棄物広域処理計画」を見直し、新たに「岐阜県災害廃棄物処理計画（平成28年3月）」（以下、「県計画」という。）を策定した。

平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、令和6年1月の能登半島地震などの地震災害や平成12年9月の東海豪雨による水害等を教訓として、災害時における廃棄物の処理にあたっては、災害が発生してから対策を講じるのではなく、防災上の観点から事前に十分な対策を講じておくことが重要となる。

災害が発生した際は、通常時に発生する生活ごみのほか、がれき類等の災害廃棄物が大量に発生し、また交通の途絶、中間処理施設の損傷等により速やかな廃棄物の収集・運搬・処分等に支障をきたすことが懸念される。

養老町（以下「町」という。）においても、災害時に発生する大量の廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、国や県の計画と整合の図られた災害廃棄物処理計画をあらかじめ定めておくことが必要不可欠であることから、災害時における地域の環境保全と公衆衛生を確保し、早期の復旧や復興に寄与することを目的として「養老町災害廃棄物処理計画」（以下「計画」という。）を策定するものである。

2 目的

災害廃棄物の処理において、住民の健康への配慮や環境面での安全確保は必須である。東日本大震災や能登半島地震など数々の大規模災害の教訓から、災害廃棄物の処理は発災時に対策を講じるのではなく、防災上や復旧復興の観点から、平時から対策を講じておくことは極めて重要であるといえる。

大規模災害が発生すると、家庭から排出される生活ごみに加え、短期間で大量のがれき類が発生するほか、交通の遮断、中間処理施設の損傷などにより通常のルートによる収集運搬及び処分に支障をきたすことが予測できる。

計画では、災害廃棄物の処理に関する必要な事項をあらかじめ把握し定めることで、公衆衛生や環境保全を確保しつつ、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理することで、被災地域の早期の復旧復興をめざすものである。

1-2 計画の基本的な考え方及び構成

1 基本的な考え方

計画の対象となる災害は、地震、風水害その他の自然災害とするが、被害想定は「南海トラフの巨大地震等被害想定調査結果」で示されたうち、町に影響が大きい2つの地震及び県が策定した浸水想定区域図に基づく水害とする。

災害廃棄物発生量は県計画で算出された市町村別災害廃棄物発生量等推計結果を用いる。

発災後に迅速な対応ができるよう、発災前にあらかじめ実施すべき事項及び災害発生時に町が行うべき業務を整理する。また、国、県、関係団体等との連携体制を平常時から確立し、災害時における迅速な行動の確保に努める。

速やかな復旧・復興を支援するため、災害廃棄物の処理は3年以内に完了することを前提とした計画とする。なお、3年以内の処理が困難な場合は県に対して広域処理等の応援体制を要請するものとする。

2 計画の構成

(1) 第1編 総則

計画の目的や位置づけを明確にするとともに、災害廃棄物処理の基本方針を定め、災害廃棄物の定義など、計画の基本となる事項について整理する。

(2) 第2編 災害廃棄物対策

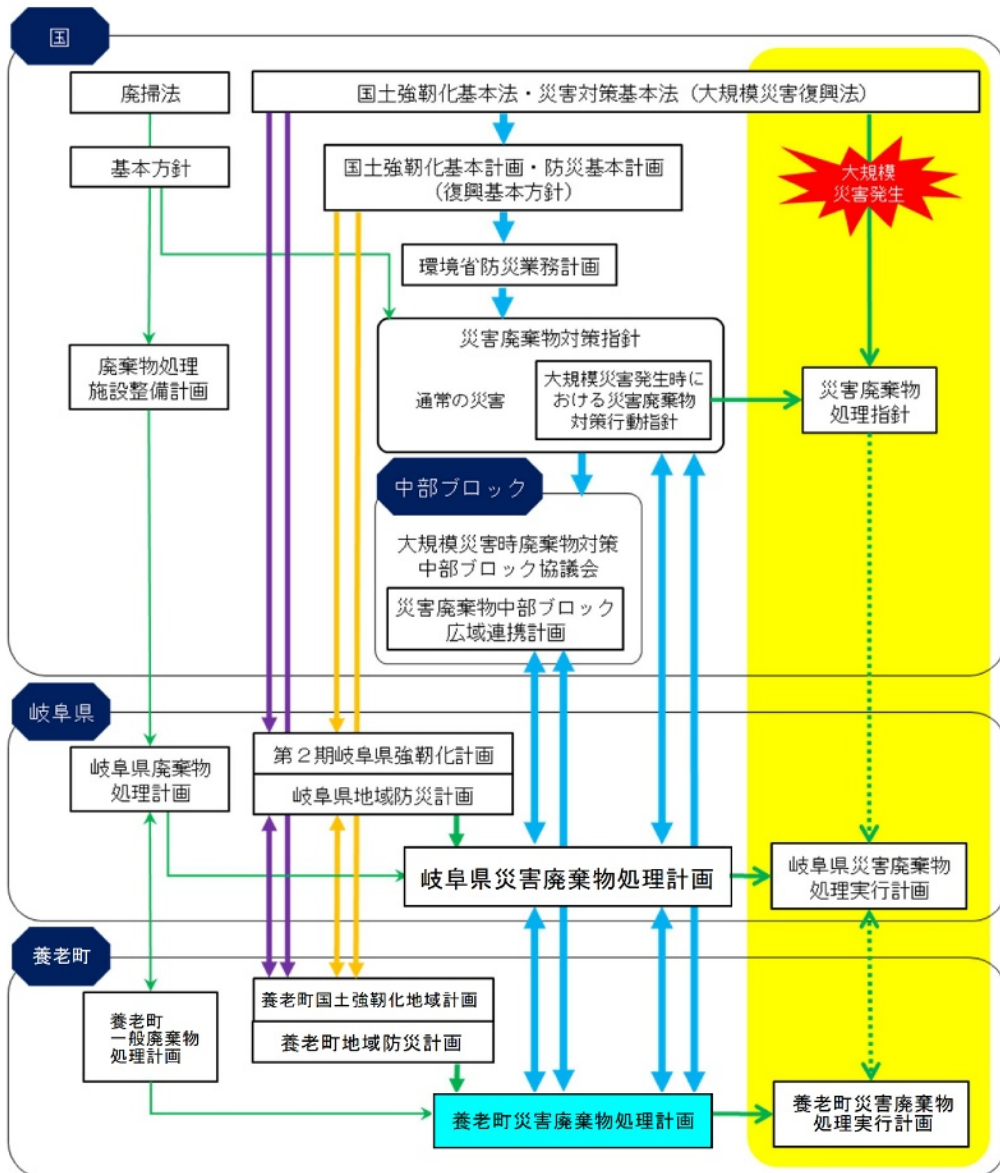
迅速な対応を行うことを目的に、人員・車両、一般廃棄物処理施設、災害廃棄物発生量、処理スケジュール、住民への対応に関することを定め、災害復旧・復興に向け、廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための具体策を示した、災害廃棄物処理実行計画に関する事項を定める。

1-3 基本的事項

1 計画の位置づけ

計画は、災害対策基本法等に基づき策定された「養老町地域防災計画」（以下、「町地域防災計画」という。）を踏まえ、県計画との整合性を図った計画として策定する。発災時において国が「災害廃棄物処理指針」を策定した場合は、その内容及び県計画を踏まえた「養老町災害廃棄物処理実行計画」を作成する。

体系、位置づけは以下、図1の示すとおりである。



【図1】 災害廃棄物処理に関する法令等の体系

2 対象とする災害と被害想定

(1) 対象とする災害

県計画との整合を図るため、県が平成25年2月に公表した「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」（以下、「県調査」という。）に基づき、「南海トラフ地震」、「養老－桑名－四日市断層帯地震」及び、県が作成した浸水想定区域図に基づく水害を対象とし、これらの災害について、災害廃棄物の発生量をあらかじめ設定する。

計画は、地震、風水害その他の自然災害を対象とするものであり、放射性廃棄物の処理については対象としない。

(2) 地震ごとの被害想定

県調査で示された地震ごとの被害想定は表1のとおりである。

【表1】 県調査で示された、町における地震ごとの被害想定

地震種別	規模	家屋被害	
		全壊・焼失(棟)	半壊(棟)
南海トラフ地震	M9.0	989	2,412
養老－桑名－四日市断層帯地震	M7.7	5,373	4,679

(3) 水害

県が作成した浸水想定区域図より、町の水害被害想定は表2に示すとおりである。

【表2】 水害被害想定

浸水深さ	棟数(棟)	世帯数(世帯)
0.5m未満	4,116	1,487
0.5～1m	3,538	1,305
1～2m	6,246	2,333
2～5m	2,732	932
5m以上	0	0
床下浸水	4,116	1,487
床上浸水	12,516	4,570
合計	16,632	6,057

3 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物は、規模や時期により、その発生量や性状等が異なるため、安全面や衛生面に配慮するとともに、分別を徹底し、可能な限り再資源化を進め廃棄物処分量の軽減を図る。

(1) 事前の取組

住民に対し、平時から家庭ごみの分別への理解と徹底、自宅の耐震化による倒壊防止など、災害廃棄物の発生量を減らすための取組を推進する。

災害廃棄物処理に関わる職員に対し、円滑に初動対応ができるよう計画の内容を周知するとともに、仮置場の選定や指揮命令系統など、関係部署との協議を進め、迅速に対応できる組織体制を平時から構築する。

また、災害時には国、県、周辺市町村、民間事業者及び住民等と連携した対応が必要となるため、平常時より相互協力体制の強化に努める。

(2) 迅速な応急対応

発災直後から国や県などと連携し、地域内や近隣自治体の被災状況、関係事業者等の被害状況を把握し、迅速な処理体制を構築する。仮置場が必要な場合は、被災状況や住民の避難状況を把握した上で、適切な場所に設置する。

(3) 計画的な処理の実施

災害時の処理業務は、危険物の混入など通常時とは異なる廃棄物を取り扱う状況も想定されるため、作業員の安全対策、体調管理を徹底する。また、廃棄物の腐敗による生活環境の悪化と、感染症の発生・蔓延を防止するため、生ごみ等の腐敗性のある廃棄物については、優先的に処理する。

(4) 処理の期間

災害廃棄物の処理は3年以内に行うものとする。ただし、3年以内の処理完了が困難な場合には、広域処理をはじめとした代替方策を国や県等と連携しながら検討するものとする。

(5) 事務委託

町の行政機能が喪失した場合には、地方自治法第252条の14の規定に基づき災害廃棄物の処理を県に事務委託する。

(6) 住民対応

円滑な廃棄物処理を実施するためには住民の理解と協力が必要不可欠であるため、廃棄物の搬出方法の周知や仮置場の設置等にあたり、住民に対して丁寧に説明することを原則とする。

4 対象とする業務と災害廃棄物

(1) 対象とする業務

災害後の業務として、表3に時期ごとの業務内容を示す。

【表3】

時期	町の業務内容
<p><発災前> 平時の備え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画の策定 ・関係機関連絡窓口、連絡先の確認 ・一般廃棄物処理施設の耐震、防災対策の実施 ・災害応援協定の締結(他市町村、事業者団体等) ・仮置場候補地の選定 ・仮設トイレの確保 ・資機材の備蓄とその保有状況の定期的な確認
<p><発災後> 【概ね3日以内】 (応急対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織体制の設置 ・人命救助及び優先道路の啓開に伴うがれき類の撤去(自衛隊、警察、消防、県との連携) ・仮設トイレ(避難所)の確保、設置 ・県に対する実施状況の連絡、応援要請 ・収集運搬、処理体制の確保(し尿、生活ごみ、避難所ごみ) ・一般廃棄物処理施設点検(し尿処理施設及びごみ焼却施設を優先) ・一般廃棄物処理施設への進入路の確認 ・仮置場候補地の被害状況確認及び候補地以外の仮置場の検討
<p>【概ね3日～2週間】 (応急対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物発生量の推計 ・一般廃棄物処理施設の安全確認、補修 ・収集運搬体制の確保 ・仮置場の確保、設置及び分別方法周知 ・有害廃棄物・危険物の所在把握、取扱方法の周知 ・倒壊の危険のある建物の解体(※) ・腐敗性廃棄物の処理開始 ・県への事務委託の検討
<p>【概ね2週間～1ヶ月】 (応急対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画の作成 ・収集運搬の実施 ・仮置場の設置・管理・運営 ・腐敗性廃棄物の処理 ・有害廃棄物・危険物の回収ルート確立 <p>県へ事務委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務委託範囲の確定 ・事務委託の手続(規約、議決、告示)
<p>【概ね1ヶ月～3ヶ月】 (応急対策)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬の実施 ・仮置場の管理・運営(火災防止・環境モニタリング・悪臭・害虫等対策) ・建物解体撤去(※) ・放置車両の移動・返還 ・国庫補助事務(災害査定等の対応)
<p>【概ね3ヶ月以降】 (復旧・復興)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理

※災害対策基本法第64条の規定に基づき、応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

(2) 対象とする災害廃棄物

対象とする災害廃棄物は、自然災害に起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するために町等がその処理を実施するものとし、表 4 のとおり大別される。

【表 4】計画の対象とする災害廃棄物の種類

区 分	種 類	
がれき類	木くず	柱、梁、壁材又は水害などによる流木など
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず、瓦など
	金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材など
	その他(残材)	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂など混在する、概ね不燃性の廃棄物
避難所ごみ等	生活ごみ	被災家屋から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	し尿	仮設トイレからの汲取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水
有害廃棄物・危険物	石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、PCB、フロン類、CCA、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類などの有害廃棄物	
	太陽光パネル、蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物	
取扱いに配慮が必要な廃棄物	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される食品、飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電等	被災家屋から排出される家電 4 品目以外の家電製品で、被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車
	適正処理困難物	石膏ボードなど施設では処理が困難なもの

1-4 計画の見直し

計画は、災害発生時の実効性を常に確保する必要があるため、以下に基づき、必要に応じて継続的に見直すことにより、より実効性のある計画を目指す。

(1) 上位計画等の変更

国の法令や関連計画、県計画、町地域防災計画等、上位計画等の変更により計画の見直しが必要となったとき。

(2) 災害発生後の検証

災害発生後、計画に基づく処理手順等を検証した結果、改善が必要となったとき。

(3) 訓練等の実施

災害廃棄物処理の手順を確認するための訓練の実施に伴い、改善点が確認されたとき。

(4) その他

上記事項のほか、見直しが必要となったとき。

第2編 災害廃棄物対策

2-1 災害予防・対策

1 組織体制・指揮命令系統

計画で想定される災害が発生したときは、町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される。

災害時における廃棄物の処理は、災害対策本部住民環境班が実施する。また、状況に応じて、他部署からの応援により組織を強化する。

2 情報収集・報告

災害廃棄物発生量、処理状況、施設被災状況等の収集した情報は、災害対策本部総務班（本部事務局）に報告する。集計された情報について、関係機関への報告は、地域防災計画に基づき行うものとする。

また、被災状況や災害廃棄物の発生、処理状況は、時間経過とともに変化するため、定期的かつ継続的に情報収集を行う。

3 協力・支援体制

災害の規模が大きいほど、町単独での処理が困難となるため、関係機関との協力体制の構築が必要である。

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

発災から概ね 72 時間以内は人命が最優先されるため、自衛隊や警察、消防と協力して救助活動や捜索活動に支障のある災害廃棄物の撤去等を行うことも必要となる。そのため、表 5 のとおり、相互の情報提供や意思疎通等を図り、迅速に処理を行う。

【表 5】 初動期における自衛隊・警察・消防への情報提供項目

項目	詳細
被災者の捜索救助や道路啓開のために必要な情報	災害廃棄物搬入先(仮置場)の場所、搬入ルート
安全確保のための情報	有害物質使用施設・保管施設、危険物保管場所の位置
貴重品などに関する情報	思い出の品、貴重品の搬送先・保管方法

(2) 広域支援体制

大規模災害時には、一時的に膨大な災害廃棄物が発生するため、独自処理が困難になると想定される。このため、平時から県や周辺自治体との連絡や協力体制、関係団体等との協力体制を整備するとともに、必要に応じてボランティアへ協力要請を行うなど、地域の特性に合わせた広域的な支援体制を検討、構築していく。

また、県及び町では、表 6・表 7 のとおり、災害時の広域支援体制として、県内市町村と災害時相互応援協定、廃棄物関係団体と災害廃棄物の収集運搬などに関する無償救援協定を締結している。

【表 6】 県における広域支援体制に関する協定

名 称	締結先	概 要
岐阜県及び市町村災害時相互応援協定	・県 ・市町村	被災市町村では対応しきれない場合に相互応援を円滑に実施するための協定
無償団体救援協定書(災害一般廃棄物の収収集運搬)	・県 ・岐阜県環境整備事業協同組合	し尿、浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬に関する協定
無償団体救援協定書(災害一般廃棄物の収集運搬)	・県 ・岐阜県清掃事業協同組合	し尿及び浄化槽汚泥を除く一般廃棄物の収集運搬に関する事項を定めたもの
地震等大規模災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定書	・県 ・一般社団法人岐阜県産業環境保全協会	災害廃棄物の撤去や収集運搬及び処分等に関する協定

【表 7】 町における広域支援体制に関する協定

名 称	締結先	概 要
災害時の応急対策に関する協定	・養老町建友会	災害廃棄物の撤去など建設機器の協力(操作含む)に関する協定

(3) 関係機関等との連絡先は表 8 のとおりである。

【表 8】 関係機関の連絡先一覧

関係機関	電話番号
岐阜県 環境エネルギー生活部廃棄物対策課一般廃棄物係	058-272-1111(代表) 058-272-8219(直通) 058-278-2607(Fax)
西濃県事務所 環境課廃棄物対策係	0584-73-1111(代表) 0584-73-3524(Fax)
岐阜県環境整備事業協同組合	058-274-0567
岐阜県清掃事業協同組合	058-276-8456
南濃衛生施設利用事務組合清掃センター(養老ドリームパーク)	0584-37-2023
南濃衛生施設利用事務組合衛生センター(南濃衛生センター)	0584-32-0970
西南濃粗大廃棄物処理組合(西南濃粗大廃棄物処理センター)	0584-37-2103
株式会社 辺省	0584-32-3410
養清興業 株式会社	0584-32-0586
養老警察署	0584-34-0110
養老町社会福祉協議会	0584-34-3504

(4) 廃棄物収集運搬車両の活用

発災後、迅速に廃棄物の収集を開始するため、表 9、表 10 のとおり、保有する廃棄物収集運搬車両等を活用する。また、廃棄物収集運搬の委託、許可業者の使用可能な車両についても活用する

【表 9】 収集運搬車両保有台数（塵芥車両）

種別	パッカー車(塵芥車)			トラック		
				ダンプ		平ボディ
	2 トン	3 トン	4 トン	4 トン	2 トン	2 トン
直 営	－	－	－	1	2	1
委託事業者	2	1	4	－	1	2

【表 10】 収集運搬車両保有台数（し尿車両）

種別	バキューム車			濃縮車
	4 トン	3 トン	2 トン	4 トン
直営	－	－	－	－
委託事業者	2	6	1	2

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

(5) 一般廃棄物処理施設対策

- ① 町の一般廃棄物を処理する施設における地震想定震度と、県が作成した浸水想定区域図に基づく浸水深は、表 11 に示すとおりである。

【表 11】 被害想定

施設名	震度		浸水深
	南海トラフ地震	養老・桑名・四日市断層帯地震	
養老ドリームパーク	6 弱	6 強	2m～5m
西南濃粗大廃棄物処理センター	6 弱	6 強	2m～5m
南濃衛生センター	6 弱	7	2m～5m
弥八池一般廃棄物最終処分場	6 弱	6 強	2m～5m
祖父江一般廃棄物最終処分場	6 弱	6 強	2m～5m

※出典：岐阜大学地震工学研究室「震度・液状化危険度検索システム」

② 処理施設の防災対策

- ・地震及び水害に強い施設とするため、既存の施設については耐震診断を実施し、耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策などを図る。
- ・停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用発電機の設置、地下水や河川水など予備冷却水の確保、運転に必要な薬剤や燃料の備蓄を検討する。
- ・施設ごとに業務継続計画（BCP）の作成や処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを整備するとともに、机上訓練・実地訓練に努め、災害時の対応体制を整えるものとする。

③ 処理施設の補修体制の整備

災害時に処理施設等の被害状況を確認するとともに、補修が必要な場合はプラントメーカーやメンテナンス業者と連絡を取るとともに、補修・改修整備等を迅速に行うため、処理施設の補修及び再稼働に必要な資機材及び燃料等の備蓄に努める。

④ 処理施設の災害廃棄物処分可能量

ア 焼却処理施設

焼却施設における処理可能量の算定にあたっては、復旧期間3か月を見込み施設の処理能力（日処理量×292日）から現状の処理実績を差し引いて余力を算出し、処理期間を2.75年とした場合の災害廃棄物処理可能量を算出する。以下表12のとおりである。

【表12】 焼却施設

管理者	施設名	処理能力	年間 処理能力	年間 処理実績	余力	処理 可能量
		トン/日	トン/年	トン/年	トン/年	トン/2.75年
南濃衛生施設利用事務組合	養老ドリームパーク	80	23,360	16,689	6,671	18,345

※処理対象地域：養老町、海津市、関ヶ原町

イ 最終処分場

最終処分場における処分可能量の算定にあたっては、災害廃棄物処理後に次期処分場を整備する期間として10年間を想定して、施設の残余容量から10年分の処分実績を差し引いて算出する。以下表13のとおりである。

【表13】 最終処分場

管理者	施設名	埋立物	埋立 実績	残余 容量	10年後 残余容量	備考
			m ³ /年	m ³	m ³	
南濃衛生施設利用事務組合 ※1	一般廃棄物最終処分場	飛灰固化物	503	2,384	0	
西南濃粗大廃棄物処理組合 ※2	一般廃棄物最終処分場（管理型）	不燃物（破碎残渣）	575	12,375	6,625	
養老町	弥八池一般廃棄物最終処分場	がれき類	173	3,347	1,617	
養老町	祖父江一般廃棄物最終処分場	がれき類	289	5,250	2,360	

※1 南濃衛生施設利用事務組合の処理対象地域：養老町、海津市、関ヶ原町

※2 南濃衛生施設利用事務組合の処理対象地域：大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町

(6) 民間事業者との連携

一般廃棄物である災害廃棄物の処理にあたっては、町自らの処理や一般廃棄物処理業者の活用に加えて、産業廃棄物処理業者や建設業者など幅広い民間事業者の力を最大限活用して、迅速な処理を目指す。

(7) 社会福祉協議会（ボランティア）との連携

災害時にボランティアは、被災家財の搬出、災害廃棄物の撤去・運搬、貴重品や思い出の品の整理・清掃等の活動を行うなど、災害廃棄物処理においてもその活動が大きく期待される。

発災時は、町地域防災計画に基づき、養老町社会福祉協議会がボランティアの受入れなどを行う災害ボランティアセンターが設置される。

災害対策本部住民環境班は、災害ボランティアセンターに対して、災害廃棄物の分別方法や排出先、有害物質への暴露防止等の回収作業における留意点について説明し、町による回収・処理と連携を図るよう調整する。

4 広報

災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、災害対策本部企画財政班と調整し、表 14 を参考に、住民へ広報すべき情報及びその他具体的内容を整理するとともに、情報の種類に応じてマスコミへの報道発表やインターネット、防災行政無線、広報車、避難所・掲示板への貼紙、広報誌等で、情報発信する。

【表 14】住民への情報発信内容

区 分	情報収集項目 目 的
初動期	・災害廃棄物の排出方法(排出場所、分別方法、留意点など)、収集方法 ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法 ・通常ごみの収集方法・
災害廃棄物の撤去 処理開始時	・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法 ・損壊家屋等の解体申請方法・所有者意思確認 ・被災自動車の所有者意思確認 ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止
本格処理時	・処理の進捗状況 ・環境モニタリング結果

5 職員等への教育訓練

町地域防災計画に基づき、毎年実施する防災訓練では、災害時に情報が混乱することを避けるための情報伝達訓練や、災害を想定したシミュレーション訓練など、職員の教育訓練を継続的に行う。

また、災害廃棄物の処理に関する知見を得るため、県などが主催する災害廃棄物の処理に関する研修会に職員を参加させるとともに、災害時に被災自治体へ派遣した職員など、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術を有する職員をリストアップし、このリストを継続的に更新する。

6 がれき類発生量の推計

がれき類発生量の推計は、「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成 25 年 3 月）中央防災会議」におけるがれき類発生量の推定式を用いた。計画では、解体建築物の棟数（解体棟数）は、全壊・焼失棟数に加え、半壊棟数を考慮した。

$Q1 = s \times N1 \times q1$ Q1: がれき類発生量(t) s : 1 棟当たりの平均延床面積(平均延床面積) (m ² /棟) (出典: 家屋の概要(平成 25 年度 岐阜県)) N1: 解体建築物の棟数(解体棟数 = 全壊・焼失棟数、半壊棟数) (棟) (出典: 「平成 23~24 年度 岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」) q1: 単位延床面積当たりのがれき類発生量(原単位) (t/m ²) ・木造可燃物 = 0.194t/m ² ・木造不燃物 = 0.502t/m ² ・非木造可燃物 = 0.100t/m ² ・非木造不燃物 = 0.810t/m ² なお、全壊・焼失被害は上記原単位を、半壊被害は上記原単位の 20%を採用した。 (出典: 阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について(平成 9 年 3 月)兵庫県生活文化部環境局環境整備課)

(1) がれき類発生量（総量）

がれき類発生量の推計にあたり、がれき類の発生原単位を設定し、県調査結果における被害想定から、がれき類発生量（総量）を推計する。以下表 15 のとおりである。

【表 15】震災廃棄物発生量

地震種別	建物被害(棟)		災害廃棄物発生量(千t)			体積(m ³)
	全壊・焼失	半壊	可燃物	不燃物	合計	
南海トラフ地震	989	2,412	31	132	163	197,500
養老－桑名－四日市断層帯地震	5,373	4,679	132	568	700	846,000

がれき類を適正に処理するために、組成別の廃棄物発生量を把握する。廃棄物組成はこれまでに得られている事例等を基に、建築構造別の解体時及び倒壊・消失時の割合から表 16 に示し、組成別のがれき類発生量は表 17 に示すとおりである。

【表 16】廃棄物組成（災害時）

構造		木くず	コンクリートがら	金属くず	その他(残材)	計
木造	可燃物	100%	—	—	—	100%
	不燃物	—	43.9%	3.1%	53.0%	100%
非木造	可燃物	100%	—	—	—	100%
	不燃物	—	94.9%	4.9%	0.2%	100%

※破砕選別の過程で分別する可燃物は、上記のうち木くずに分類される。

廃プラスチック等の比較的発生量の少ない可燃物についても、木くずに分類される。

出典：高月紘・酒井伸一・水谷聡「災害と廃棄物性状－災害廃棄物の発生原単位と一般廃棄物組成の変化－」（廃棄物学会誌、Vol. 6、No. 5、1995年）及び住宅産業解体処理業連絡協議会、東京都、千葉県による。

【表 17】がれき類発生量（組成別）

地震種別	種類別発生量(千t)				がれき類総量 (千t)
	木くず	コンクリートがら	金属くず	その他 (残材)	
南海トラフ地震	31	98	6	28	163
養老－桑名－四日市 断層帯地震	132	421	23	124	700

(2) 種類別選別率、リサイクル率

災害廃棄物を種類別に選別することは、円滑な適正処理につながる。また、大量に発生するがれき類はリサイクルにより再資源化された製品を、復旧資材として利活用することも可能であることから、廃棄物のリサイクルも積極的に行う必要がある。

県計画では東日本大震災から得られた割合をもとに種類別選別率及びリサイクル率を表18に示すとおり設定している。

【表 18】種類別選別率、リサイクル率(破碎選別後)

		選別後						合計
		柱材・ 角材	可燃物	コンクリート がら	金属くず	不燃物	土材系	
		リサイクル	焼却 処理	リサイクル	リサイクル	セメント資源化 又は埋立処分	リサイクル	
選 別 前	木くず	15%	55%	0%	0%	30%	0%	100%
	コンクリート がら	0%	0%	80%	0%	20%	0%	100%
	金属 くず	0%	0%	0%	95%	5%	0%	100%
	その他 (残材)	0%	0%	0%	0%	85%	15%	100%

(3) 種類別がれき類発生量の推計

前述した組成別がれき類発生量、種類別選別率及びリサイクル率をもとに算出した種類別のがれき類処理量は、表19に示すとおりである。

【表 19】種類別のがれき類処理量

地震種別	種類別処理量(千t)						合計 (千t)
	柱材・ 角材	可燃物	コンクリート がら	金属くず	不燃物	土材系	
	リサイクル	焼却 処理	リサイクル	リサイクル	セメント資源 化又は埋 立処分	リサイクル	
南海トラフ地震	5	17	78	6	53	4	163
養老－桑名－四日市 断層帯地震	20	73	337	22	229	19	700

(4) 災害廃棄物のリサイクル可能量、最終処分量の推計

種類別のがれき類発生量から算出されるリサイクル可能量及び最終処分量は表20に示すとおりである。なお、可燃物の焼却灰の発生量は、焼却量に対し20%としている。

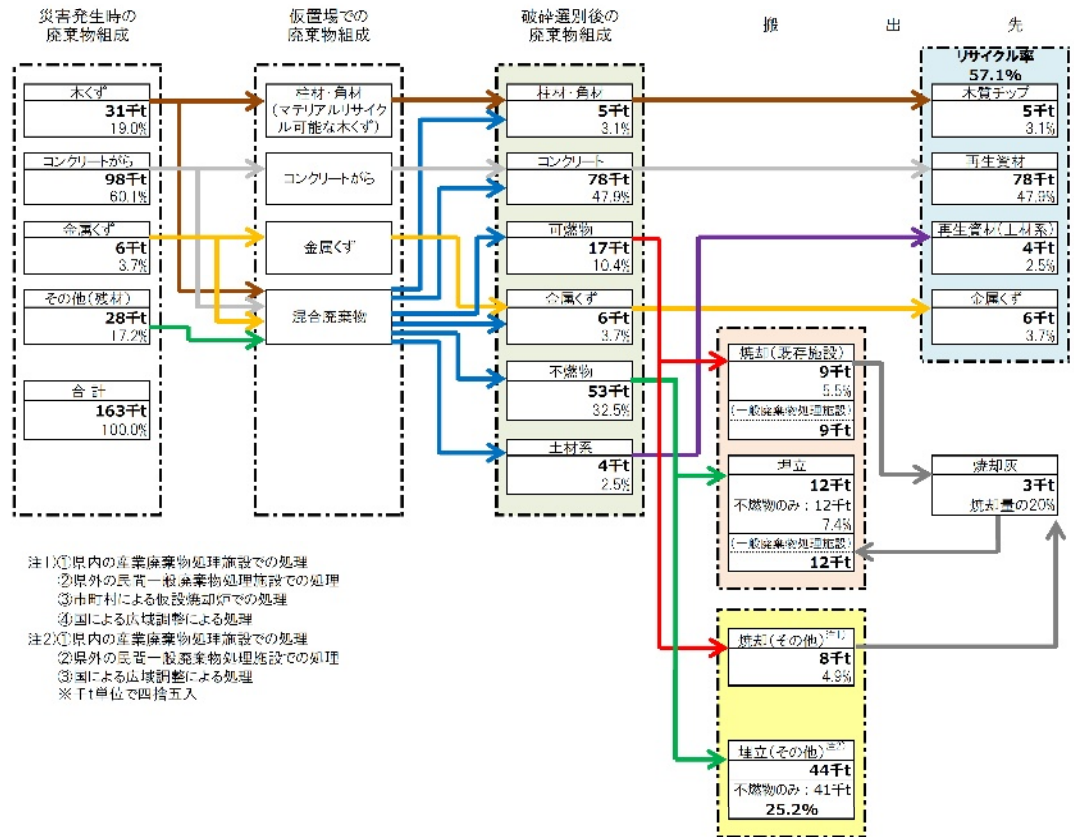
【表 20】リサイクル可能量、最終処分量

地震種別	リサイクル可能量	リサイクル 率	中間処理量 (焼却)	最終処分量 (埋立)
	(千t)	(%)	(千t)	(千t)
南海トラフ地震	93	57.1	17	56.4
養老－桑名－四日市 断層帯地震	398	56.9	73	243.6

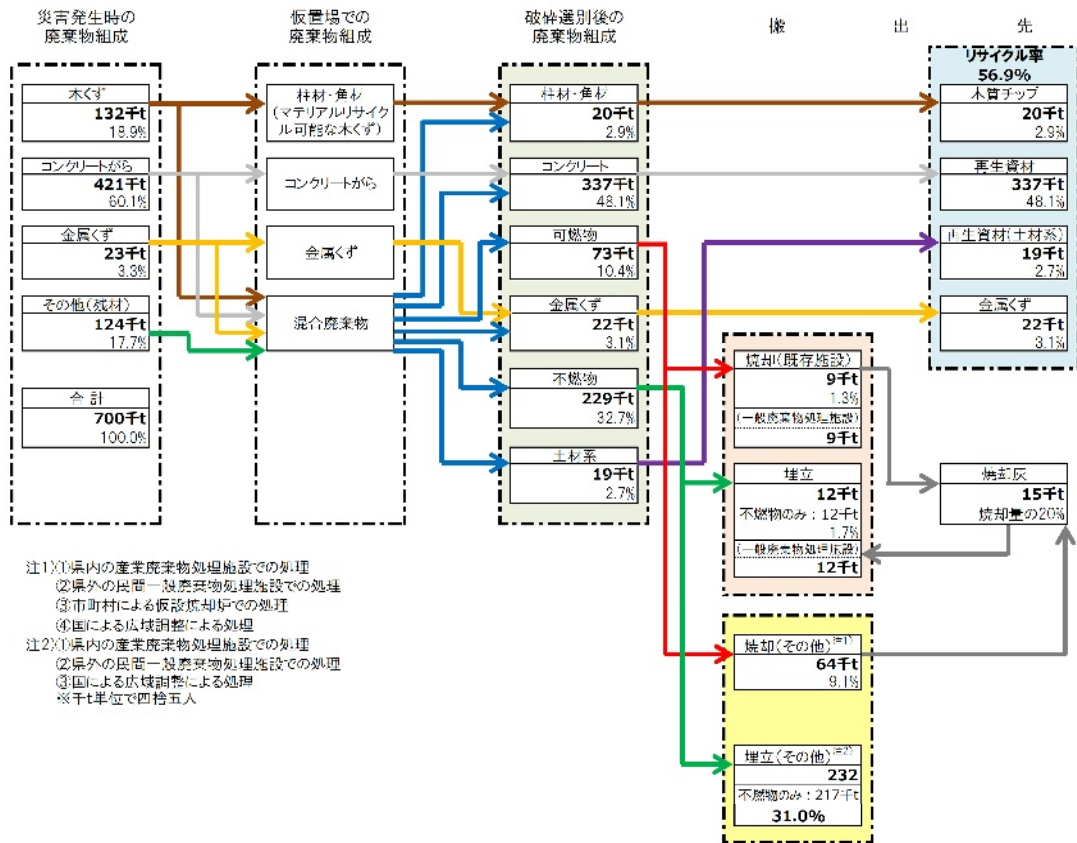
(5) 災害廃棄物処理フロー

地震における災害廃棄物処理フローは、以下のとおりである。

南海トラフ巨大地震【図2】



養老一帯名一四日市断層帯【図3】



7 し尿収集必要量の推計

災害時のし尿収集必要人数及び仮設トイレ必要基数を推計する。

なお、計画では被災者数をもとに算定しているが、実際にはボランティア活動者数なども考慮することが必要である。

$$\begin{aligned} \text{し尿収集必要量} &= \text{災害時のし尿収集必要人数} \times \text{1人1日平均排出量} \\ &= (\text{①仮設トイレ必要人数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \\ &\quad \times \text{③ 1人1日平均排出量} \end{aligned}$$

①仮設トイレ必要人数(人) = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数

・避難者数(人) : 避難所へ避難する住民数

・断水による仮設トイレ必要人数(人) = {水洗化人口 - 避難者数

× (水洗化人口 / 総人口)} × 上水道支障率 × 1/2 ※

※断水により仮設トイレを利用する住民は、水道が支障する世帯のうち1/2の住民と仮定

・水洗化人口 : 平常時に水洗化トイレを使用する住民数

・総人口 : 水洗化人口 + 非水洗化人口

・上水道支障率 : 地震による上水道の被害率

※岐阜県東海地震等被害対応シナリオ作成業務(平成16年3月)で示された上水道被害率を使用した。なお、想定地震のうち、複合型東海地震は南海トラフ巨大地震に、関ヶ原-養老断層系地震は養老-桑名-四日市断層帯地震に読み替えた。

②非水洗化区域し尿収集人口(人) = 汲取り人口 - 避難者数 × (汲取り人口 / 総人口)

③ 1人1日平均排出量 = 2.62 L / 人・日

【表 21】 災害時におけるし尿収集必要人数

地震種別	災害時におけるし尿収集必要人数(人)				
	仮設トイレ必要人数			非水洗化区域し尿収集人口	合計
	避難者数	断水による仮設トイレ必要人数	合計		
南海トラフ地震	3,334	266	3,600	2,946	6,546
養老-桑名-四日市断層帯地震	11,677	5,791	17,468	1,931	19,399

【表 22】 仮設トイレ必要基数

地震種別	し尿収集必要量(L/日)	避難者人数あたり仮設トイレ必要設置数(基)		
		20人/基	50人/基	80人/基
南海トラフ地震	17,150	180	72	45
養老-桑名-四日市断層帯地震	50,825	874	350	219

※ 1人1日平均的排出量 = 2.62 L / 人・日

8 避難所ごみ発生量の推計

避難所ごみ発生量は、県計画に基づき推計する。

$$\text{避難所ごみの発生量} = \text{避難者数} \times \text{発生原単位}$$

【表 23】 避難所ごみ発生量

地震種別	避難者数 (人)	原単位 ^{注)} (g/人・日)	避難所ごみ 発生量 (t/日)
南海トラフ地震	3,334	698	2.3
養老－桑名－四日市 断層帯地震	11,677		8.2

注) 発生源単位は一般廃棄物処理事業実態調査(平成30年度実績)の数値を使用

9 仮置場必要面積の推計及び確保

災害廃棄物は被災地内に設置される仮置場（一次仮置場）において、中間処理を行うまでの一時的な場として設置される。

事前に必要面積を把握し、仮置場の候補地を選定しておく必要がある。

(1) 仮置場必要面積の推計

仮置場の必要面積の推計方法を以下に示す。

仮置場必要面積(最大で必要となる面積) $= \text{集積量} \div \text{見かけ比重} \div \text{積み上げ高さ} \times (1 + \text{作業スペース割合})$

集積量：災害廃棄物の発生量（t）

見かけ比重：可燃物 0.4（t/m³）、不燃物 1.1（t/m³）

積み上げ高さ：5m

作業スペース割合：1

【表 24】 災害廃棄物の仮置場必要面積

地震種別	区分	発生量		必要面積 (m ²)
		(千 t)	(m ³)	
南海トラフ地震	可燃物	31	78,000	79,200
	不燃物	132	120,000	
養老－桑名－四日市 断層帯地震	可燃物	132	330,000	338,400
	不燃物	568	516,000	

(2) 仮置場候補地の選定

仮置場の候補地を表 25 に示す。

【表 25】 仮置場の候補地

名 称	所 在 地	面 積 (㎡)
旧スポーツプラザ養老(※1)	高田 2862 番地	7,200
町斎苑(清華苑)北駐車場	高田 2930 番地 1	2,915
中央公園多目的広場	五日市 400 番地	6,000
スマイルグラウンド(※1)	五日市 300 番地	10,700
町勤労青少年グラウンド(※1)	五日市堤塘無番地	7,000
合計		33,815

※1 応急仮設住宅建設予定地、ヘリコプター離着陸候補地に指定

(3) 関係者との協議調整

仮置場候補地には指定緊急避難場所、応急仮設住宅建設予定場所、臨時離着陸場などに指定されている箇所も存在するため、仮置場の開設にあたっては他の利用状況等との調整を図り、迅速に対応するものとする。

仮置場への災害廃棄物の持ち込みは、災害対策本部住民環境班の指導により実施するものとし、管理運営等は施設管理者と協議の上、役割分担等を決定するとともに、被害規模によっては、仮置場候補地のみでは対応が困難となる可能性があるため、利用可能な国、県有地などの情報について、定期的な情報交換を行うとともに、民有地についても、その候補地となりうる箇所の選定、所有者等と迅速な開設ができるよう関係者と協議、調整を図る。

(4) 仮置場の設置において留意すべき事項とその対策

生活環境や環境保全の確保のため、次の事項に配慮して、仮置場を設置する。

【表 26】 仮置場における環境への影響と対策

項 目	環境への影響	対 策
大気	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入搬出、破砕選別作業における粉塵等の飛散 ・石綿含有廃棄物の保管及び処理による飛散 ・廃棄物の滞積に伴う有害ガス又は可燃性ガスの発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な散水 ・屋根又は飛散防止ネット等の設置 ・フレコンバッグでの保管 ・搬入路の鉄板敷設等による粉塵の抑制 ・石綿含有物及び危険物の分別の徹底 ・仮置場積み上げ高の抑制及び日常的なモニタリング
騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ・解体撤去に伴う騒音及び振動 ・収集運搬車両の通行による騒音 	<ul style="list-style-type: none"> ・低騒音や低振動機械の使用 ・防音シートの設置
土壌	<ul style="list-style-type: none"> ・排出された廃棄物からの有害物質の漏出 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水シートの使用 ・PCB 等有害廃棄物の分別保管
臭気	<ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物等からの悪臭 	<ul style="list-style-type: none"> ・シート等による被覆処理 ・火災予防を含めた優先的な処理
水質	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染物質の降雨等による流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・遮水シートの使用 ・排水等の処理

10 水害廃棄物発生量の推計

(1) 推計方法

水害によるがれき類発生量の推計は、「水害廃棄物対策指針（平成 17 年 6 月）環境省」の添付資料に従い推計した。

$$Q=N \times h \times q$$

Q:水害によるがれき類発生量

N:被害区分別の建物棟数[床上浸水、床下浸水](棟)

h:1 棟当たりの世帯数(世帯/棟)

q:1 世帯当たりのがれき類発生量[原単位](t/世帯)

床上浸水(浸水深 0.5m 以上) 3.79(t/世帯)

床下浸水(浸水深 0~0.5 未満) 0.08(t/世帯)

(2) 推計結果

表 27 に水害によるがれき類発生量を示す。

【表 27】水害によるがれき類発生量推計

床上浸水による がれき類発生量 (千t)	床下浸水による がれき類発生量 (千t)	合計 (千t)
17,320	119	17,439

2-2 発災後対応

1 組織体制・指揮命令系統

計画で想定される災害が発生したときは、町地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される。

災害時における廃棄物の処理は、災害対策本部住民環境班が実施する。また、状況に応じて、他部署からの応援により組織を強化する。

災害廃棄物及びし尿の収集は、委託業者（許可業者）が行い、町一般廃棄物最終処分場及び南濃衛生施設利用事務組合、西南濃粗大廃棄物処理組合で処分する。

2 情報収集・広報活動等

(1) 発災直後（初動期）

発災直後は、住民の中でも混乱が続き、デマを含めて様々な情報が錯綜する。このため、正確な情報収集と適切な広報活動が求められる。この時期に行うことを以下に示す。

- ① 災害対策本部総務班(本部事務局)は、一部事務組合の南濃衛生施設利用事務組合などの処理施設、近隣市町村や関係機関との通信連絡が可能かを確認する。
- ② 災害対策本部住民環境班は、国や県の廃棄物担当部局、収集運搬業者との通信連絡が可能かを確認する。
- ③ 通信連絡が困難な場合は、通信連絡体制を早期に確保する。
- ④ 災害対策本部住民環境班長は、参集できない職員がいる場合などには、前項の処理体制が確保できるよう人員の補充に努める。
- ⑤ 道路の寸断や道路上のがれきり類など、収集体制に支障となる情報の抽出をする。
- ⑥ 被災者や住民に対し、収集方法、収集時期、集積場所などの廃棄物に関する広報を適切に行う。

(2) 発災後 72 時間以内

災害廃棄物の収集運搬等の体制を早期に整備するため、以下の情報を中心に収集する。

【表 28】収集すべき情報

区 分	情報収集項目	目 的
建物の被害状況	・木造、非木造別の建物の全壊及び半壊被害棟数 ・建物の焼失棟数	・災害廃棄物の発生量及び処理量の推計 ・災害廃棄物の種類の把握 ・仮置場の場所、面積の算定
避難所と避難者数	・避難所名、所在地 ・各避難所の収容人数 ・仮設トイレの設置状況	・避難所ごみ発生量の算定 ・し尿処理必要量の算定 ・収集運搬体制の検討
簡易水道、道路等の被害及び復旧状況	・水道施設の被害状況 ・断水状況、復旧状況の見通し ・主要道路や橋梁等の被害状況、復旧の見通し	・収集運搬ルートの検討
一般廃棄物収集運搬許可業者・委託業者の状況	・被害状況 ・稼動可能な車両の状況	・処理体制の構築

避難所ごみ、し尿の収集及び処理状況	・収集運搬状況 ・処理状況	・広域支援の検討
一般廃棄物処理施設の状況	・施設の被害及び稼働状況	・受け入れ態勢の確認 ・処理体制の構築
二次仮置場(広域仮置場)の状況	・仮置場の設置場所と規模 ・受入れ状況	・処理体制の構築
腐敗性廃棄物、有害廃棄物の発生状況	・腐敗性廃棄物や有害廃棄物の種類、量、発生状況	・処理体制の検討 ・火災予防、環境保全
浸水状況(水害時)	・浸水の範囲 ・被害棟数 ・土砂災害等の発生状況	・災害廃棄物発生量の算定 ・収集運搬ルートを検討 ・仮置場の場所、面積の算定

3 協力・支援体制

災害対策本部住民環境班は、災害廃棄物の処理に関し、国や県、近隣市町村、廃棄物・清掃関係諸団体に対し、とりまとめた情報を提供するとともに支援要請を行う。

また、災害ボランティアなどとの連携を図るため、災害ボランティアセンターを設置する社会福祉協議会やNPO法人といった民間の被災地支援団体等との連携・相互の協力体制を構築する。

(1) 自衛隊・警察・消防との連携

- ・救助や道路啓開のための災害廃棄物撤去に必要な情報を、災害対策本部総務班(本部事務局)と調整したうえで提供する。
- ・石綿、廃PCB等の有害廃棄物の所在情報、取扱い情報
- ・思い出の品、貴重品の搬送(搬出)先

(2) 国・県・応援自治体との連携

- ・災害廃棄物の発生状況
- ・行政支援が必要な事項の情報
- ・広域処理に関する情報
- ・受入れに関する情報

(3) 廃棄物関係諸団体との連携

- ・災害廃棄物の発生状況
- ・支援要請に関する情報
- ・収集運搬状況の情報
- ・避難所の設置状況、仮設トイレの設置状況、避難所ごみの発生状況

(4) 被災地支援団体等との連携

- ・ボランティアの受入れ状況
- ・災害廃棄物の排出及び集積状況
- ・災害廃棄物の分別及び収集運搬状況
- ・災害廃棄物の排出及び集積に必要な資材に関する情報

4 避難所ごみ、し尿処理

発災後迅速に処理施設、収集運搬業者や運搬ルートの被害状況把握、安全確認を行うとともに、以下の点を考慮した上で、委託業者や許可業者、直営による収集運搬体制や処理体制を速やかに確保し対応する。

災害廃棄物の収集運搬車両及び収集ルート等の被災状況について、災害対策本部総務班(本部事務局)等を通じて把握し、住民の生活環境改善のため、効率的な収集運搬計画を策定する。

また、主要ルート等における通行上支障となる災害廃棄物の撤去にあたり、道路担当部署である災害対策本部建設班及び災害対策本部総務班(本部事務局)と連携し、自衛隊・警察・消防等の関係機関に収集運搬ルートを示して道路啓開を進める。その際には、危険物・有害廃棄物、アスベストを含む建築物等の情報を合わせて提供する。道路啓開に伴い発生した災害廃棄物は、順次、仮置場に分別・搬入する。

通常の体制で処理を行うことが難しい場合は、協定に基づき県を通じて県内市町村(広域災害の場合は県外市町村等)や関係団体へ支援要請を行い、収集運搬に必要な車両を確保する。

その他、避難所、仮置場の設置場所、交通渋滞等を考慮した効率的な収集運搬ルート計画を作成する。

(1) 避難所ごみ・生活ごみ



災害発生直後は、家庭や避難所から排出される生活ごみの一時的な増加に加え、がれきり類など災害廃棄物の収集を行うため、廃棄物収集車両の台数が不足することが見込まれる。このため、収集する廃棄物に優先順位を決め効率的な処理を行う。

優先的に回収するものは、生ごみ等の腐敗性廃棄物や、使用済みの携帯トイレの便袋等、衛生面から長期保管に問題があるものとする。

避難所ごみは仮置場を経由せず、直接処理施設へ搬入する。

資源ごみや不燃ごみ等の直ちに衛生面に大きな影響を及ぼす恐れのない廃棄物は、生活ごみの処理体制が復旧するまでは、家庭や避難所等で可能な限り保管するよう周知する。

【表 29】 災害時の避難所ごみ・生活ごみの処理優先順位

優先順位	ごみの種類	特徴
高   低	感染性廃棄物	緊急の医療行為に伴い発生する廃棄物。注射針、血の着いたガーゼ等。回収方法や処理方法は関係機関との調整が必要。
	使用済み簡易トイレ(し尿)	簡易トイレのポリマーで固められたし尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密封して管理する必要がある。
	腐敗性廃棄物(生ごみ)	害虫や悪臭の発生が懸念される。袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
	その他燃えるごみ	袋に入れて分別保管し、処理を行う。
	不燃ごみ、資源ごみ	不燃ごみ、資源ごみについては、保管が可能ならばできるだけ家庭や避難所で保管する。

【表 30】避難所で発生する廃棄物の分別（例）

分別区分	具体例	管理方法等
感染性廃棄物	注射器、血液の付着したガーゼ、嘔吐物等	専用容器に入れて分別保管し早急に処理
し尿	簡易トイレ、紙おむつ、お尻拭き等	密閉して分別保管し早急に処理
生ごみ	残飯、調理くず	ビニール袋などに入れて分別保管し早急に処理
その他燃えるごみ	マスク、汚れた紙類、布類、皮革製品等	ビニール袋などに入れて分別保管し処理
プラスチック製容器包装	食料や支援物資の包装等	燃えるごみとして処理
ダンボール、新聞紙	食料や支援物資の梱包材等	分別保管し資源として処理
びん、ペットボトル	飲料の容器	分別保管し資源として処理
乾電池	—	分別保管し資源として処理
缶	缶詰、乾パンの容器	分別保管し資源として処理

（２）し尿

避難所の既設トイレが使用できない場合、仮設トイレ、マンホールトイレを合わせて、災害発生当初（初動期）は避難者約 80 人あたり 1 基の確保を目指し、応急対策期には 50 人あたり 1 基、避難が長期化する場合には約 20 人に 1 基を目安に設置する。

避難所や市街地に設置した仮設トイレから発生するし尿及び被災し破損した汲み取り及び浄化槽より発生するし尿・浄化槽汚泥については、委託業者（許可業者）にて回収するものとする。

仮設トイレや避難所から発生するし尿や浄化槽汚泥の収集は、利用者数等の情報を入手したうえで計画的に実施する。

仮設トイレの設置状況に応じ、発災後 1 ヶ月程度は浄化槽の収集（清掃）よりし尿の収集を優先する。

ただし、収集体制が整わない場合や施設が被災した場合は、県内市町村や関係団体などへ広域的な支援の調整を県に対して要請する。

また、仮設トイレから発生するし尿の公共下水への投入は、下水道管及び下水処理場が被災していなければ技術的には可能であることから、関係部署と協議し、具体的な調整を図る。

5 処理施設の点検・復旧

発災直後は、施設・設備の被害状況を確認し、必要な応急復旧を実施しできる限り早期に運転を再開する。

ライフラインの遮断、施設被害等に対する復旧、補修に必要な資機材、燃料の確保および人材の手配（施設のプラントメーカー等）を行う。

廃棄物処理施設の運転にあたっては、処理不適物の混入や施設の稼働状況等の確認など、平常時よりも慎重な運転管理を行う。

6 災害廃棄物発生量の見直し

災害廃棄物の計画的な処理を行うため、最新の被害情報や、処理状況をもとに、災害廃棄物発生量推計の精度の向上を図り、必要に応じて処理体制等の見直しを行う。

7 仮置場の設置

発災後、災害対策本部へ報告された被害状況から災害廃棄物発生量と仮置場必要面積を推計し、発災前に選定した仮置場候補地の中から土地・施設管理者と調整の上、仮置場を設置する。

なお、前述した候補地を活用しても必要面積に満たない場合は、県が策定した国有地及び県有地のリストから仮置場の候補地を確保するとともに、それでも必要面積に満たないときには、民有地の購入又は借用によって、仮置場の確保を図る。

(1) 仮置場の選定、設置

- ・被災者の利便性のほか災害廃棄物収集運搬車両による周辺への交通の影響を考慮する。
- ・洪水や土砂災害等、二次災害の恐れがない区域を検討する。
- ・町地域防災計画に定める指定緊急避難場所、応急仮設住宅建設予定場所、臨時離着陸場など、他の利用との競合がないよう関係機関と調整した上で設置する。

(2) 仮置場設置の規模

- ・被災状況を基に予測する災害廃棄物の量から仮置場の必要な面積規模を検討する。
- ・収集・運搬車両の運行、積み下ろしスペース、重機等による積み上げや分別作業を安全に行うスペースが確保できる場所に設置する。
- ・使用前に必要な応じて土壌汚染状況を確認し、仮置する災害廃棄物の性状に合わせて土壌汚染防止策を検討するとともに、管理小屋、フェンス、消火用水槽等の必要設備を設置する。
- ・出入口が複数確保できる場合は一方通行とする。
- ・開設にあたり、大型車両が進入可能な出入り口の確保や場内環境の整備など、運営上必要な工事等については、施設管理者と協議の上、速やかに必要な対策を講じる。

(3) 環境への配慮

- ・災害廃棄物に含まれる汚染物質の降雨等による公共水域及び地下水への浸透を防止するため、仮舗装の実施や鉄板及びシートの設置、排水溝および排水処理設備等の設置を検討する。
- ・可能な場合は仮置場周辺を目隠しフェンスで囲うなど、周辺地域からの景観に配慮する。また、飛散防止策として、散水の実施および仮置場周辺への飛散防止ネット等も対応を検討する。
- ・悪臭を防止するため、腐敗性廃棄物を優先的に処理する。
- ・必要に応じて周辺の、地下水や大気等のモニタリングを実施するとともに、環境対策も検討する。

(4) 仮置場での分別・処理

- ・迅速な処理や資源化可能物の回収を行うため、仮置場開設決定後、速やかに分別方法の周知を行い、被災現場から搬出する段階で可能な限り分別を行ったうえで仮置場に搬入する。
- ・災害廃棄物の種別に応じた配置場所を看板に明示するなど、分別を促進するため工夫する。
- ・受付で積載物の分別状況を確認し、荷降ろし場所を案内する。
- ・タイヤ、バッテリーやストーブ（灯油が残っている場合がある）等は火災発生の原因となるので、可燃物からできる限り離れた場所に保管するよう工夫する。
- ・PCB及びアスベスト等特に取り扱いに注意が必要な災害廃棄物については、分別や管理に留意する。

(5) 仮置場運営の留意点

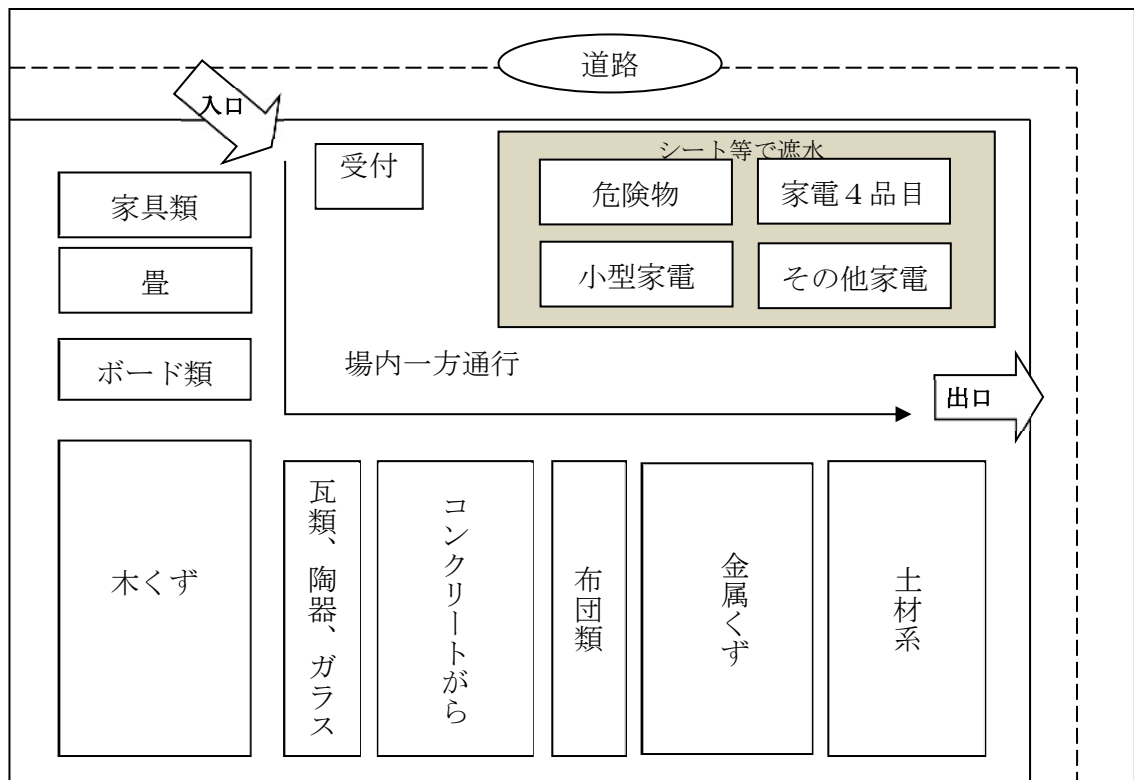
- ・ 仮置場の運営にあたっては、交通誘導員等を配置し、効率的かつ安全に配慮した運営を行うとともに、仮置場内及び周辺の交通渋滞を回避するために必要な措置を講じる。
- ・ なりすましごみ（便乗ごみ）の搬入を避けるため、受付で搬入者の身元確認や発生現場（発生場所の住所や氏名）の確認を行う。
- ・ 夜間は閉鎖し、可能な限り侵入不可能な状態にする。

【表 31】 仮置場の役割分担と必要人数（例）

仮置場の役割	人数
受付	2 人
交通誘導	2 人
分別指導・荷下ろし補助	5～6 人
重機オペレーター	2 人

(6) 仮置場の撤収

- ・ 終了後の復旧・返却に備えて、事前に土壌を採取し土壌分析を行う。
- ・ 仮置場用地として借用した土地を返却する際は、「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」（平成 25 年 6 月 27 日 環境省廃棄物対策課事務連絡）に基づき土壌汚染がないことを確認してから返却する。



【図 4】 仮置場配置図（一例）

8 損壊家屋等の解体

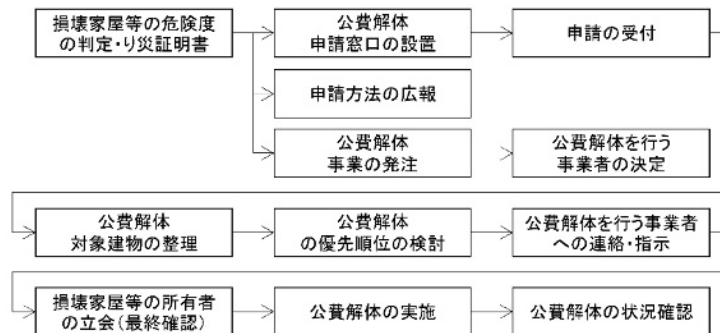
損壊家屋等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなる。ただし、災害復興に当たって、町は災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することができる。特定非常災害については、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知等を確認する必要がある。

【表32】災害等廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	○	△
運搬	○	○
処理・処分	○	○

※○：適用、△：場合により適用

以下、公費解体の手順を示す。解体・撤去棟数が多い場合は事務量が多くなるため、庁内他部局からの協力を得て体制を構築することが必要である。また県や他市町村からの支援を得たり、補償コンサルタントや測量事業者等の民間事業者への委託を検討することも考えられる。



【図5】公費解体の手順（例）

9 特別な対応が必要となる廃棄物

(1) 有害廃棄物・危険物

人の健康や環境に悪影響を及ぼす有害物質を含む有害廃棄物・危険物は、表33に示すような品目が該当する。

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため、回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。

関連業者へ協力要請を行い、有害廃棄物・危険物の業者引き取りルートを整備する。

また、有害廃棄物・危険物の排出に関する優先順位や適切な処理方法等について住民に周知する。

なお、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものは、事業者の責任において処理するよう指導する。

【表 33】 有害廃棄物・危険物等の処理方法と留意点

有害廃棄物・危険物等	処理方法	取扱上の留意点
消火器	既存のリサイクル回収システム(特定窓口、特定引取場所)等への引取依頼・資源化(日本消火器工業会)	分別保管
LPガスボンベ	専門業者による回収処理(全国LPガス協会)	分別保管
高圧ガスボンベ	専門業者による回収処理(高圧ガス保安協会、地方高圧ガス管理委員会)	分別保管、所有者が判明した場合は所有者へ返却
燃料タンク(灯油等)	取扱店、ガソリンスタンド等へ引取依頼	分別保管、漏出防止
有機溶剤(シンナー等)	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、漏出防止
廃蛍光灯	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管、破損防止
廃乾電池	リサイクル回収業者へ引取依頼	分別保管
バッテリー	リサイクル取扱店へ引取依頼	分別保管
農薬・薬品類、農機具	取扱店、許可業者等に引取依頼	分別保管、移替等禁止
感染性廃棄物	専門業者、許可業者による回収処理	分別保管
PCB含有廃棄物(トランス、コンデンサ等)	PCB廃棄物は、PCB特別措置法に従い、保管事業者が適正に処理	分別保管、破損漏洩防止 PCB含有不明の場合は、含有物として取扱う
廃石綿等、石綿含有廃棄物	原則として仮置場へ搬入せず、直接溶解処理または管理型最終処分場に搬入	石綿含有廃棄物を仮置場で一時保管する場合は、密封して梱包材の破損防止を徹底

(2) 廃家電製品

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）対象製品（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）については、リサイクル可能か否かを判断し、リサイクル可能なものは、家電リサイクル法ルートでリサイクルを行う。

また、家電リサイクル法対象外の家電製品としては、表 34 に示す有価物として流通するリサイクルルート可能な限り活用する。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に該当する廃棄物については、同法に基づく国の認定事業者等に引き渡す。

【表 34】 想定される家電製品とリサイクルルート

想定される家電製品		リサイクルルート
PC	デスクトップ PC、ノート PC、液晶ディスプレイ	パソコン3R推進協会によるリサイクルシステムあり
携帯電話	充電器を含む	モバイル・リサイクル・ネットワークによるリサイクルシステムあり
小型家電	ビデオカメラ、デジタルカメラ、小型ゲーム機等	小型家電リサイクル法に基づく 国の認定事業者
その他(家庭及び事業者等からの排出)	電子レンジ、炊飯器、電気ポット、掃除機、扇風機、ビデオデッキ、DVD、オーディオ類、モニター、ネットワーク機器、プリンター、コピー機、ドライヤー、アイロン、電気スタンド、空気清浄機、ファンヒーター、トースター	

出典：環境省「災害廃棄物対策指針」技術資料1-20-7

(3) 廃自動車、廃二輪車

被災自動車、二輪車の処分には、原則として所有者の意思確認が必要となる。

廃自動車の処理については、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」に則するため、被災自動車を撤去・移動し、所有者若しくは引取業者（自動車販売業者、解体業者）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主たる業務となる。

また、廃二輪車の処理については、ハンドル、車体（フレーム）、ガソリタンク、エンジン、前後輪が一体となっているものは、二輪車リサイクルシステムを利用することができるため、被災域から撤去・移動し、所有者若しくは引取業者（廃棄二輪車取扱店、指定引取窓口）へ引き渡すまでの仮置場での保管が主な業務となる。

(4) 太陽光発電設備

太陽光発電設備の撤去にあたっては、日照時は発電により感電の恐れがあるため、乾いた軍手やゴム手袋など絶縁性のある手袋を着用すること、複数の太陽電池パネルがケーブルでつながっている場合は、ケーブルのコネクターを抜くか切断するなど、その取扱いに注意する。

保管上の注意として、ブルーシートで覆う等の水漏れ防止策の実施のほか、みだりに人が触るのを防ぐための囲いの設置や貼り紙等による注意を促す。

(5) 腐敗性の強い廃棄物

水産廃棄物や食品廃棄物などの腐敗性のある廃棄物は、公衆衛生の確保を念頭におき、処理・処分を行う際には、まず腐敗物への対応を優先し、市中と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。

緊急度に応じて、関係法令に留意し、衛生環境を確保しながら処理を行う。

(6) 思い出の品等

町は、建物の解体など災害廃棄物を撤去する場合は、思い出の品や貴重品が混入している可能性も勘案して、作業にあたる必要がある。

所有者等が不明な貴重品（株券、金券、商品券、小銭、貴金属等）は、速やかに警察に届ける。

所有者等の個人にとって価値があると認められるもの（思い出の品）については、廃棄に回さず、保管し、可能な限り、所有者に引き渡す。これらのものは、個人情報が含まれることから、保管、管理には配慮が必要となる。

思い出の品等の取扱ルールとしては、表35に示す、思い出の品等の対象品目、持主の確認方法、回収方法、保管方法、返却方法等が考えられる。

- ・ また、回収した思い出の品は、災害ボランティアセンターと協力し、洗浄、分類、リスト化（品目、発見場所等）を行い、管理リストを作成する。

【表 35】貴重品及び思い出品の取り扱い方法

項目	内容
回収対象	位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジタルカメラ、貴重品（株券、金券、商品券、古銭等）等
回収方法	・撤去及び解体作業員による回収 ・仮置き場での処理における回収 ・住民の持込による回収 ・貴重品については、遺失物として警察へ引き渡す。 《記録簿を作成し、発見日時・発見場所・発見者氏名を残す》
保管方法	・土や泥がついている場合は、洗浄や乾燥をして保管及び管理する。 ・発見場所や品目等の情報が分かる管理リストを作成する。
運営方法	・地元雇用やボランティア等の協力を検討する。
閲覧・引渡し	・思い出の品を展示し、閲覧や引渡しの機会を設ける。 ・広報誌等を用いて、情報を掲載する。 ・基本的には対面による引渡しとするが、本人が確認できる場合は、郵送引渡しも可能とする。

2-3 復旧復興期の対応

1 災害廃棄物の広域処理

発生した災害廃棄物が、3年以内に処理できない、または処理できないと見込まれる場合には、広域処理の体制を検討する必要がある。

(1) がれき類の広域処理

県内の一般廃棄物処理施設によっても3年間で処理できないがれき類が発生したときは、県内の産業廃棄物処理施設、県外の一般廃棄物処理施設、仮設焼却炉での処理を検討する。

(2) し尿の広域処理

し尿の収集運搬能力またはし尿処理施設の充足率が100%に満たない事態が生じる恐れのある規模の災害が発生した場合は、処理施設（一部事務組合）と協議のうえ、県へ支援の要請を行う。

2 代行処理

(1) 県による代行処理の方針

町の職員または庁舎に甚大な被害を受け、行政機能が喪失したことにより災害廃棄物処理の見込みがない場合は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、県に対し災害廃棄物処理の事務委託を要請する。

(2) 国による代行処理

災害対策基本法により指定された災害によって生じた廃棄物の処理について、平成27年度から国が行えるようになった。この場合は次の事項を勘案して、適用の要否が判断されることになるため、情報を取りまとめる必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・町における指定災害廃棄物の処理の体制・指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性・指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性 |
|---|

3 二次仮置場（復旧・復興期）

復旧・復興期には、生活空間に近い一次仮置場から災害廃棄物を集約し、中間処理を行う場所として必要に応じ設置する。

二次仮置場への搬入は一次仮置場及び解体・撤去現場からの搬入を想定し、住民による持ち込みは受け付けない。

がれき等を効率よく処理するため、二次仮置場は選別・破碎、焼却など一連の処理が行えるよう整備を図る。

被災規模に応じて、周辺市町村と共同で設置することも検討する。

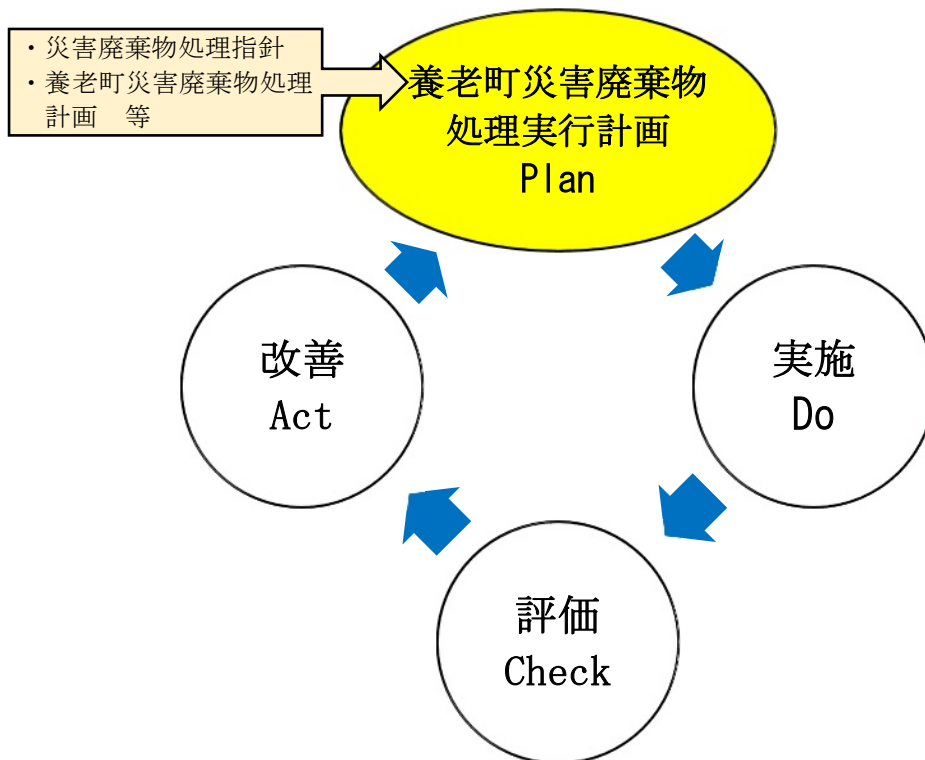
終了後の復旧・返却に備えて、事前に土壌を採取し土壌分析を行う。

仮置場用地として借用した土地を返却する際は、「仮置場の返却に伴う原状復旧に係る土壌汚染確認のための技術的事項について」（平成25年6月27日 環境省廃棄物対策課事務連絡）に基づき土壌汚染がないことを確認してから返却する。

2-4 災害廃棄物処理実行計画の策定

1 災害廃棄物処理実行計画

大規模災害は発生した場合は、災害廃棄物処理の基本となる計画、国の災害廃棄物処理指針などに基づき、「養老町災害廃棄物処理実行計画」（以下「実行計画」という。）を策定する。この実行計画は、PDCAサイクルにより常に実態に即したものとする。



2 災害廃棄物の発生量・処理可能量・処理見込み量

発災後における実行計画の作成や、緊急時の処理体制の整備のため、災害廃棄物処理の推計手法を参考に、災害廃棄物発生量・処理可能量の推計を行う。推計結果は、被害の判明状況や処理の進捗状況に応じて定期的に見直しを行う。

3 処理スケジュール

処理可能量等をふまえて処理スケジュールを作成するが、作成に当たっては、次の緊急性の高いものを優先し、関係機関等と調整して作成する。

なお、木くずは時間の経過とともに腐敗して再資源化が困難となることに留意するなど、廃棄物の種類を考慮したスケジュールの作成が必要となる。

- ①道路の啓開に伴うがれき類の撤去
- ②仮設トイレのし尿処理
- ③有害廃棄物の回収

- ④倒壊の危険性のある家屋等の解体撤去
- ⑤腐敗性廃棄物の処理

4 災害廃棄物処理の進捗管理

災害廃棄物の発生量や仮置場からの搬出量の情報収集など、災害廃棄物処理の進捗状況の管理を行う。

また、災害廃棄物発生量は、被害棟数から概ねの発生量を推計した後、仮置場に集積した容量、表面組成から実際の発生量を推計する等、随時見直しを行う。

5 再資源化した製品の利用促進

再資源化した製品が復旧資材等として活用されるよう、国や県からの情報収集及び周知を行う。

【表 36】災害廃棄物ごとの再資源化例

災害廃棄物の種類	再資源化
コンクリートがら	路盤材、骨材、埋め戻し材等
アスファルトがら	骨材、埋め戻し材等
廃タイヤ	チップ化(燃料)、セメント材料等
木くず	ボード原料、チップ化(燃料)等
金属くず	金属スクラップ(有価売却が可能)
廃家電	金属類、廃プラスチック(各リサイクル法による再資源化)